

T&M通信

～税務と経営～

2025年12月号

今月の経営チェックポイント✓

■給与所得の年末調整の月です。原則として、本年最後の給与もしくは賞与の支払をするときに計算します。

【注意】扶養控除等申告書内のマイナンバー記入欄にはマイナンバーを記載しないでください！

■12月、1月決算法人及び個人事業主の方は、賞与等決算対策の準備をして下さい。

■賞与を支払った場合は、「健康保険・厚生年金保険賞与支払届」の提出が必要です。支給日より5日以内に届出書を提出してください。

■12月2日以降、健康保険証は使用できなくなります。今後は健康保険証として利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)を利用して医療機関等を受診していただけますが、マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要です。

■税務署、区役所、年金事務所等役所の御用納めは、12月26日(金)です。

■当事務所は12月30日(火)～1月4日(日)までお休みさせていただきます。

納税期限スケジュール

■固定資産税及び都市計画税第3期分の納付期限
1月5日(月) (京都市の場合)



T&M田中会計ホームページ11月更新記事案内

ホームページ『お役立ち情報』の11月の更新は以下の通りです。

■知らないと損する！？お金や税金ニュース 2025年11月 Vol.118

【年末調整】

令和8年分の扶養控除等申告書は記載誤りが続出！？

■知らないと損する！？お金や税金ニュース 2025年11月 Vol.119

【通勤手当】

マイカー通勤者の非課税限度額が11年ぶりに引き上げ！

遡及適用に伴う実務対応を解説

T&M田中会計ホームページ (<https://tam-jp.com/>)

T&M田中会計ホームページ「お役立ち情報ページ」(<https://tam-jp.com/msnavi/>)